

総合文化研究科・教養学部におけるサバティカル研修に関する申し合わせ

令和 3年 2月 4日
専攻長・系長会議了承

1. 総合文化研究科・教養学部におけるサバティカル研修の運用は、この申し合わせに定めるものを除き、「東京大学教員のサバティカル研修に関する規程」(令和2年3月26日改正 東大規則第127号。以下「規程」という。)を適用する。
2. 特段の事情がある場合は、規程第2条第1項に定める要件に満たない場合でも、研究科長室の了承を経た上で、サバティカル研修を申請することができる。
3. 規程第2条第1項第1号に基づくサバティカル研修の申請は、研究科の円滑な運営を確保するため、当面の間、研究科長室との協議を経て行うこととする。
4. サバティカル研修制度の適用を受けようとする者は、所属する前期課程部会及び専攻・系等の承認を得た上で、研修期間開始日の1ヶ月前までに、「サバティカル研修取得申請書」を研究科長に提出しなければならない。
5. 各部会及び専攻・系等は、この申し合わせに加えて、年齢、業務内容等を考慮して独自の取得要件を設けることができる。
6. 半年もしくは1年間のサバティカル研修期間中は、原則として授業担当を免除されるほか、教授会への出席、部局の管理・運営に関する業務、定期試験監督その他の業務を免除される。ただし、入学試験に関わる業務はこの限りでない。
7. 研修期間中であっても、教授会に出席することを妨げるものではない。
8. 研修期間終了後30日以内に研修の成果を「サバティカル研修実施報告書」により研究科長に報告するものとする。
9. サバティカル研修に関する事務は総務課総務チームが取り扱うものとする。

附 則

1. この申し合わせは、令和 3年 4月 1日以降から開始されるサバティカル研修に適用する。
2. 総合文化研究科・教養学部におけるサバティカル研修に関する申し合わせ(平成23年12月15日専攻長・系長会議了承)は、廃止する。